水害・土砂災害に係る要配慮者施設における避難計画点検マニュアル

１　目的

　　要配慮者利用施設（水防法及び土砂災害防止法では、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設）は、介護保険法等の事業法（このほか老人福祉法、障害者総合支援法、生活保護法、児童福祉法、母子保健法が該当）や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」とする）の作成が求められるとともに、水防法又は土砂災害防止法に基づき八頭町地域防災計画に記載された施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（以下「避難確保計画」とする）の作成が義務付けられます。

２　点検の体制

1. 要配慮者利用施設を所管する町の担当課が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う。
2. 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分についは、総務課防災室と連携しつつ行う。
3. 点検の完了した非常対策計画を関係部門間で共有する。
4. 非常災害対策計画が未提出の場合は、また消防計画への追記等、別の形式で作成されている場合は、これを提出する。
5. 計画未提出の施設に対して、水防法又は土砂災害防止法の規定に基づく指導作成を促す。

３　避難確保計画作成マニュアル

　水防法・土砂災害防止法等の一部を改正する法律が平成29年6月１９日に改正され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における、要配慮者が利用する施設の所有者または管理者に対して、防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、各市町村長に報告する義務や当該避難確保計画に基づく避難訓練の義務が課されることとなりました。

（１）避難確保計画作成要領

作成に当たっては、作成例を参考にする。

洪水浸水時の避難確保計画作成例・土砂災害時の避難確保計画作成例

（２）避難確保計画報告

ア　洪水浸水時避難確保計画報告書（様式第１号）

　　イ　土砂災害時避難確保計画報告書（様式第２号）

（３）避難訓練届出書

　避難確保計画に伴う訓練実施届出書（様式第３号）